

イギリス連邦とオタワ協定

原 田 聖 二

一 まえがき

かつて「世界の工場」として世界市場に君臨していたイギリスは、一九世紀末以降アメリカ、ドイツ及び日本などの進出のため漸次衰退の過程をたどった。さらに進んで、第二次大戦は、第一次大戦よりも、根本的にイギリスの国力と威信とを弱めてしまったといわれ、昔日の大英帝国の面影はなく、わずかにイギリス連邦(Commonwealth of Nations)という名によって、かつての植民地との紐帯を維持しているにすぎない。

世界の四分の一の面積を占め、四分の一の人口をかかえ、四分の一の貿易を扱っており、しかも各大陸にまたがり、各人種を包含し、そして共通の言語、法、議会民主主義、教育制度などをもつ連合体であるこのイギリス連邦も、戦後一連の嵐に見舞われて内外の種々の問題に直面している。すなわち、一方には有色植民地の相次ぐ独立による自治権の承認や最初からの構成国であった南アフリカ連邦のイギリス連邦からの脱退などがあり、他方にはイギリスのEEC加盟問題及びポンド危機などがある。ひとはまた現在「イギリス連邦の危機」を云々しており、「イギリス連邦の将来」という題目が近年ほどイギリスのジャーナリズムをにぎわせたことはないといわれている。

イギリス連邦は第二次大戦までは白人国で構成され、王冠に対して忠誠を誓う国の集まりであった。⁽¹⁾ところが、一九四九年のイギリス連邦首相会議では、イギリスの統治権の象徴である「王冠」に対する忠誠を拒否した独立⁽²⁾インドをイギリス連邦に加えねばならぬ必要に迫られ、イギリス連邦の性格に根本的变化が生じたのであった。⁽²⁾のみならず、パキスタン、ガーナ、キプロス、ナイジェリア、タンガニカ、ザンジバルなどがこれに続いた。そして、この一九四九年の会議以来、それまで、Commonwealth の形容詞であった British という言葉が取り除かれ、単に Commonwealth of Nations と呼ばれるようになったのである。

次いで、一九六〇年以降アフリカの諸民族が相ついでに独立するに及んで、さらに重要な変化が生じたのである。すなわち、一九六一年のイギリス連邦首相会議における南アフリカ連邦のイギリス連邦脱退事件がそれである。これは、独立した南アフリカ連邦が共和国としてイギリス連邦内に残留する希望を表明したことに端を発したのであったが、南アフリカ連邦の人種差別政策が、他の構成国、ことにアジア・アフリカ諸国及びカナダなどの主張と相いれないために、ひとくちでいえば「追い出された」わけであるが、いずれにせよ国際政治におけるアジア・アフリカ諸国の発言権の強さと「王冠」が万能でなくなった事実を如実に示した出来事であった。

最近におけるマラウイ（一九六四年七月六日独立）、ザンビア（一九六四年一〇月二四日独立）及びガンビア（一九六五年二月一八日独立）を加えて、イギリス連邦構成国のうちで有色後進国の比重は非常に高い割合を占めることになる。

このように、最近になってイギリス連邦は大きく変貌し、かつてのまとまりを欠いてきたことはまちがいのない事実である。そして現在もそこにはいくつかの難問が控えている。その中でまず浮かび上ってくるのは「人種問題」であろう。さきの南アフリカ連邦の脱退の原因もそれであり、さらに北ローデシアなどの人種問題をかかえる中部

・東部アフリカ諸国やカシミール問題、華僑問題をかかえるアジア諸国でも同様の問題を内包していると考えられるのである。

しかし、もっとも大きな問題は、一九六一年のイギリス連邦首相会議における南アフリカ連邦問題の際に見られたように、急進的なアジア・アフリカ諸国が、これまでのイギリス連邦の特徴であった融通無礙なやり方に大きな修正を加えるのではないかということである。イギリス連邦が大きく変質しながらも、これまでは構成国を増やしつづ、その紐帯を何とか保ってきたのは、主としてその環境に対する弾力的な適応性のためであり、それがまた、この穏当な結びつきともなっていたのである。

そうした事情のために、スエズ危機の時も、南アフリカ連邦脱退の時も、構成国間の歩調は乱れはしたが、イギリス連邦の崩壊にまで導かれることはなかった。また、イギリス連邦自体にとっては、政治的な面で長い間の禍根であった南アフリカ連邦の脱退は、ある意味ではプラスであったとする見解さえある。

ところが、この南アフリカ連邦という国は、一九三一年ウエストミンスター条令によってイギリス連邦が正式に発足して以来の数少ない加盟国の一つなのである。したがって、この国の脱退が、イギリス連邦という連合体自身にとってあまり大きな重要性をもたなかったということは、イギリス連邦自身の政治的紐帯がすでに弱まっているとみることができるのである。

そして、一九六四年七月にロンドンで開催されたイギリス連邦首相会議の大きな特徴の一つに、イギリス連邦構成国の中において占めるアジア・アフリカ新興国の比重の高さがあげられている。それらの新興国の代表たちは、例えば人種問題をとらえ、あるいは援助問題をふりかざして、自国の利益本位の立場からの発言でもってイギリス

を追求し、困惑させたといわれている。

しかしながら、イギリス連邦加盟諸国の関係が完全に対等なものであり、それぞれの国家主義的な利益追求から政治的紐帯が次第にゆるやかなものになっていくという「宿命」は、じつはイギリス連邦結成の当初から、その性格の中に潜在していたのである。

こうした動きの中で、経済面でのイギリス連邦の果たした役割は大きなものであった⁽⁴⁾。もともとイギリスをはじめとする先進工業国と原料供給地としての後進国はイギリス連邦の枠内で協力関係に立っていた。端的にいえば、特惠関税制がイギリス連邦を特殊な経済グループにしていた。現在でもイギリスは、海外援助の八割以上をイギリス連邦諸国に向けており、その関係は他の地域に対するよりも依然緊密である。こうした関税を中心とした結びつきとともに、他方での通貨面での結びつきとしての「スターリング地域」の構成がある。この二つの制度は、それぞれの面からイギリス連邦の貿易に影響を与えている。ただし、「スターリング地域」の場合には「ドル地域」に入るカナダがそれから離れており、イギリス連邦以外のビルマ、アイスランド、アイルランド、リビヤなどが参加している。また一九五九年中頃まではイラクもこの中に入っていた。しかし、ともかくもイギリス連邦とスターリング地域とは、構成国が大体同じであるので、イギリス連邦経済関係の金融的な側面を形作るものと考えてもよいであらう。

以上のように、イギリス連邦を経済的になお強く結びつけているものは、「イギリス連邦特惠関税制度」と「スターリング地域」という二つの制度であると考えられるが、その生成の要因やそれが及ぼす影響はその時によって異っている。その中、本稿では、まず「イギリス連邦特惠関税制度」の問題を中心に以下考察していきたいと思う。

註(1)「英連邦は、イギリスの王冠に忠誠を誓うか、あるいは連合体の首長として王冠を承認するかして、イギリスを中心に結びついた独立の諸国及び諸風領のゆるい集合体である。かつてイギリスが直接支配権をにぎっていた領域、すなわち英帝国の領域から、時勢の進展につれて相ついで独立国が生まれ、それらの独立国が対等の立場でイギリスとともにつくったものである。したがって、英連邦における本国との関係は英帝国における関係とちがって、結束であつて、支配・被支配のそれではない。この連合体を構成している独立の国々は、いまはそれぞれの国防権と外交権も持ち、国際連合にも加盟している。」岩波講座『現代』別巻2「各国別世界の現勢」II四二八ページ。矢口孝次郎氏著『イギリス帝国主義史論』第一章参照。cf. W. D. Hussey, *The British Empire and Commonwealth 1500 to 1961*. (1963). p. 344. なお、「オタワ協定」の時期には、すでに「ウエストミンスター条令」(一九三二)が出ていたので正式には「イギリス連邦」であるが慣用にしたがつて「イギリス帝国」を使用し、現在の問題として取り扱うばあいには「イギリス連邦」を使用した。

(2) D. C. Somervell and Heather Harvey, *The British Empire and Commonwealth*. (1959) pp. 369—70. W. D. Hussey, *op. cit.*, p. 344.

(3) D. C. Somervell and Heather Harvey, *op. cit.*, p. 370.

(4) W. D. Hussey, *op. cit.*, p. 345.

二 イギリス連邦特惠関税制度の成立

すでに述べたように、イギリス連邦を結びつけているきずなのうち政治的な紐帯は徐々に弱まりつつある。そして、ヨリ強い結びつきは経済的紐帯、ことに関税面の結びつきであると考えられる。(1) いわゆる「イギリス連邦特惠関税制度」がそれである。この制度は、一九三二年七月二日から八月二〇日の約一カ月間、カナダの首府オタワにおいて開催された「イギリス帝国経済会議」における決議の下に成立した「オタワ協定」(Ottawa Agreement)

イギリス連邦とオタワ協定(原田)

によって創設されたものである。

この「オタワ協定」によって、イギリスは一八四六年以来の自由貿易政策を放棄して、保護貿易主義への一大転換、すなわちイギリス帝国特惠制度に対する恒久的政策を決定的ならしめたのであった。すなわち、もともと歴史的にみればイギリスは一八二〇年のロンドン商人の請願に始まる「自由貿易運動」の展開と、その結果としての一八四六年における穀物法の撤廃によって史上初の輝やかしい自由貿易国となったのであった。しかし、その自由貿易主義も永續しては保持できず、早くも一九〇三年、ジョセフ・チェンバーレンのキャンペーンによって「関稅改革運動」が開始され、その動きは一九三〇年代の諸事件、すなわち世界恐慌、金本位制度廢止及びオタワにおけるイギリス帝国經濟會議などにおいて絶頂に達したのである。そして、それが結果したものがほかでもなくこの「オタワ協定」であつたわけである。

かつて一九一四年以前に純粹な形で存在していた自由貿易は、戦後のイギリスにおいては決して完全な形では展開されなかつた。すなわち、早くも一九一五年には「マッケナ関稅」(McKenna Duties)によって、輸入自動車、自転車、映画フィルム、時計、板ガラス、楽器及び帽子に対して三三分の一の從價税を課することになつた。これがイギリスにおける保護貿易政策への復歸の第一歩として注目せられるのである。さらに、戦後において保護政策への転向を強化する必要に迫られ一九二一年に至つて「産業保護法」(Safeguarding of Industries Act)が制定された。これはイギリスの基幹産業を保護し、かつ中欧諸国などの為替下落国よりの輸入を制限してイギリスにおける失業を防止する目的をもつていたのである。

そして、世界恐慌による一九三一年のイギリス經濟の大混乱に乗じて国内に起りつつある保護貿易主義によって

将来関税が課せられるであろうことを見越して殺到する輸入を食止めるための一時的な「過剰輸入税法」(Abnormal Importation Act)が直ちに通過した。さらに、その年の一二月、同法とともに一般輸入税法の制定前における過大な外国品の輸入を防ぎ国内産業を保護するとともに、為替相場を維持強化するための応急措置として「園芸品緊急関税法」(Horticultural Product [Emergency Customs Duties] Act)が制定せられたのである。

以上のような過程をへて、ついに一九三二年三月に制定せられた「輸入関税法」(Import Duties)によって、いわゆる「一般従価税」、すなわち、イギリスに輸入せられる一切の貨物に対して従価一割の関税が課せられることとなったのである。したがって、ここに本格的な保護関税制度の採用が決定的となったのであった。⁽³⁾

このようにして、いわゆる関税障壁が設けられたわけであるが、それはイギリス国内という狭い範囲での収入関税を目的とするのみならず、それをイギリス帝国諸国にまで拡大し、「帝国特惠関税」へと発展せしめる可能性があったのである。したがって、この保護関税制度と一九一九年の「財政法」第八章第一項に規定された「帝国特惠関税」制度が結合して「オタワ協定」のもとに集大成され、ここにイギリスの「保護貿易制度」及びいわゆる「イギリス帝国ブロック」なるものが恒久的に確立されたのであった。

さて、そのオタワにおけるイギリス帝国経済会議は、一九三二年七月二一日開催され、イギリスを始め主権国カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ニューファウンドランド、南アフリカ連邦、南ローデシア及びインドの各代表四〇名の参加のもとに、あらかじめ準備された主要議題について審議が重ねられたが、それは約一カ月間に、じつに総会五回、首席代表会議五回、委員会及び分科会四九回に及んだのであった。そして、その成果は決議及び声明と各参加国間の協定に分つことができるのであって、その中で重要なものがいわゆる「オタワ協定」とし

て有名な「イギリス帝国内特惠関税制度」に関する次に掲かける一二箇の協定である。⁽⁴⁾

- 一、イギリスとカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ連邦、ニューファウンドランド、南ローデシア及びインドとの間で取り決められた七箇の特惠関税協定。
- 二、カナダとアイルランド、南アフリカ連邦及び南ローデシアとの間に取り決められた三箇の貿易協定。
- 三、南アフリカ連邦及びアイルランド間の貿易協定並びに南アフリカ連邦及びニュージーランド間の貿易に関する交換公文。

もっとも、イギリス帝国内の特惠関係は、以上の一二箇の協定につきるものではなく、この外にもイギリス帝国諸国間の協定や一方的行為によって相互または一方的に特惠税率を与えている場合も存在することに留意しておかなければならない。

「オタワ協定」⁽⁵⁾の中でもわれわれがとくに重視しなければならないのは、イギリスと自治領及びインドとの間に取り決められた七箇の特惠関税協定であって、イギリスはこの協定によって、一方では帝国内属領に対するその経済的發展を企図するとともに、他方において経済的相互依存の名の下に、イギリス帝国の精神的結合を強固にしようとしたのであった。

この七箇の協定の内容には各々多少の相異は認められるけれども、大体において共通点が多い。以下その概要を整理し、イギリスが帝国内諸国に対して与えた「特惠」がいかなるものであるかをみていきたいと思う。それは次のとおりである。

1、帝国内よりイギリスへの輸入品に対して、一九三二年の輸入関税法に基づく従価一割の輸入税並に同法に基づ

く付加関税を引続き免除すること。

2、イギリスは外国産の小麦（粒状のもの）バター、チーズ、果物、果物缶詰、卵及び銅などに対して一定限度まで現行輸入税を引上げもしくはこれらに対して新たな輸入税を設けること。

3、外国品に課せられる輸入税を軽減する場合には、その産出品に関係の深い自治領の同意がなければならぬ。⁽⁷⁾

4、畜産業の保護育成のため肉類の輸入制限をおこないイギリスへの自治領の輸入割当を有利にする。

以上のようにであったが、自治領諸国からイギリスに与えたものは次の二点に要約することができる。

1、イギリスの輸入品に対する関税の特恵を少くとも維持または拡大すること。

2、輸入イギリス生産品が同種生産品の場合、自治領生産品と合理的競争ができないような高率の保護関税を設定しないこと。

要するに、イギリスと各自治領間の協定はそれによってイギリスが各自治領からできるだけ多くの原料及び食料品を輸入する代りに各自治領をしてイギリス工業製品に最も好都合な市場たらしめようとするものであった。

以上のような内容をもった「オタワ協定」がイギリス帝国経済会議において調印せられ、イギリス国内においては八月二二日にその内容が公表され、一〇月二五日「オタワ協定法案」として議会に提出された。ところが、これより先九月二八日同法案提出に関する閣議において、サミュエル内相、スノーデン國務尚書、サー・アーチボルド・シンクレアスコットランド相は「オタワ協定」が①国際通商貿易上の障壁を一層大ならしめる原因となること。②イギリス本国の関税改正について自治領の承認を要するが如き規定はイギリス議会の権限を拘束するものであること。③外国との通商条約締結権に制限を加えるものであること。及び④国民の負担を大ならしむるものとなること、な

どの理由で同協定に反対の態度を明らかにして辞職したのである。それにもかかわらず、一月三日下院を通過、一月二十五日には上院を通過して正式に「一九三二年オタワ協定法」(Ottawa Agreement Act. 1932)として即日施行されるにいたつたのである。

註(1) 政治的には連邦を脱退した南アフリカ連邦も関税面では何らの影響もこうむらなかつたのである。G. D. N. Worwick and P. H. Ady (ed), *The British Economy in the nineteen-fifties*. (1962), p. 99.

(2) C. R. Fay, *Imperial Economy and its Place in the Formation of Economic Doctrine 1600—1932*. (1934), p. 120. 矢口孝次郎氏前掲書 二七〇—二七三ページ参照。

(3) 「一九三二年三月の『輸入関税法』がイギリスの保護貿易主義の時代を画したのであった。」 Sidney Pollard, *The Development of the British Economy 1914—1950*. (1963), p. 195.

(4) 外務省調査部編『オタワ英帝国經濟會議の考察』一四一ページ。

(5) 「オタワ協定」正文については右同書二三三—三三三ページ以下に附録第一として取められているのでこれを参照されたい。

(6) 協定附屬乙表にそれぞれの輸入税が示されている。例えば小麦一クオーターにつきニシリング、銅一ポンドにつきニペンスなど。

(7) 例えば木材、魚についてはカナダの、肉罐詰、亜鉛についてはオーストラリアの同意がなければ関税率を引下げることができないなどである。

(8) 同法は外務省調査部編『英国最近の通商政策』二〇四ページ以下に附録として原文で取められているので参照されたい。

三 「オタワ協定」成立の事情

以上のように、当時イギリス及び帝国諸国は「帝国内自由貿易」の方向にすすみつつあったが、「オタワ協定」の結果、当然イギリス帝国特惠制度は著しく拡大されたといえる。すなわち、周知の通り、一九三二年という年は

一九二九年に始まるあの世界恐慌の谷底に当る年であり、不況克服のためには各国政府においてなんらかの方策を構じなければならぬという考え方が浸透していた時代であった。アメリカは、すでに二年前にあのホーレー・スミート関税法案を通過させることによって保護関税の障壁を高めていたし、ヨーロッパ諸国もまたこれにならつて、とくに農産物に対する関税を高めつつあったのである。したがって、イギリス帝国内の自治領諸国とくにカナダやオーストラリアのように農産物の輸出を生命とする諸国にとっては、それは特に重要な問題であり、いまやイギリス市場のみが残された唯一の門戸であったわけである。このように、当時の経済事情からして自治領諸国の側にとつてもイギリスとの経済関係を再調整する必要に迫られつつあった時でもあった。

すなわち、すでに述べたように、イギリスでは自由貿易政策の行なわれていた一九世紀末頃からチェンバーレンによつて代表される帝国関税同盟の主張が行なわれつつあったのであるが、事実、イギリス帝国内自治領は、次第に関税自主権を獲得し、それにもとづいて国内産業保護政策を強化していた。すなわち、自治領諸国は自身で注意深く育ててきた「幼稚産業」(Infant Industries)をイギリスとの競争の嵐の中にさらすことさえいやがっていたのである。このように自治領諸国は経済的独立の道を歩み始めるにしたがつて、一八九七年のカナダの場合をはじめとして、一九〇三年にはニュージーランド、一九〇四年には南アフリカ連邦及び一九〇七年にはオーストラリアなどと、次々にイギリスに対する特惠関税制を採用したのである。^(七)

これに対し、イギリス政府としては、あくまでも自由貿易主義を貫いてきたわけであるが、一九一七年の帝国軍事会議 (Imperial War Conference) の決議にもとづき一九一九年の財政法によつて初めて帝国特惠関税制度を創設するに至つた。それが後に、マッケナ関税を始めとする「オタワ協定」以前の諸関税法によつて受けつがれてきた

イギリス連邦とオタワ協定 (原田)

のであった。

しかし、イギリスが自治領諸国に与えた特惠は、事実上は少数の奢侈品に対する関税軽減にとどまったにすぎなかったし、また、例えばカナダ、オーストラリア及びニュージーランドが外国から輸入する食料品にかなりな程度の関税を課するのでなければ、イギリスはそれら諸国に相当量の特惠を与えようとしなかったのである。したがって、元来自由主義的傾向の強いイギリスと保護主義的傾向の強い自治領諸国との間には、しばしば対立をひきおこしてきたのであった。

すでに述べてきたところで明らかのように、この会議は、関税障壁が高められ、貿易圏が縮小されつつある世界にあって、イギリス帝国内での貿易を拡大することに望んでおこなわれたのであったが、その望みは期待はずれに終わったのは当然であった。というのは、前述のイギリス及び自治領諸国の対立が表面化したのみならず、市場自身も、それぞれさらにそれ以上拡大する余地がなかったからである。⁽²⁾

すなわち、まず第一にイギリス帝国が経済的に自立することは期待できなかった。一九二四年から一九二九年の間、イギリス、インド及びカナダの輸出の約六〇%、オーストラリアの輸出の約五〇%そして南アフリカ連邦の輸出の三六%が帝国以外の諸国に向けられていたのであって、帝国諸国がこれらの市場にとって代ることは不可能であったのである。そして、もしこのように帝国諸国が外国への販売に依存しているとすれば、帝国諸国はその返礼として、外国からの商品の輸入を認めざるを得ないからである。⁽³⁾

以上のような事情の中で開催せざるをえなかったこの帝国経済会議の目的はイギリス首相ポールドウインの次の言葉によって明らかである。「われわれ自身の間で通商路を開くべきことは当然である。………拡大された特惠を

オ タ ワ 以 前	オ タ ワ 後	無税のもの	30.2%	25.2%
		関税 10%	32.9%	28.3%
		11~20%	15.3%	21.8%
		20%以上	4.6%	7.7%

(H. V. Hodson. op. cit. p. 167.)

Sidney pollard, op. cit., p. 197.)

与える方法には二通りある——それは、われわれ相互間の関税障壁を引下げるかあるいは他の諸外国に対してそれを引上げるかのいずれかである。この二者択一は主として地域的な考慮によって大きく支配されるはずであるが、しかし、われわれは第二の方法よりもむしろ第一の方法にしたがうよう努力すべきであるように思われる。なぜならば、われわれの資源がいかに大きくとも、世界から孤立してはいけないからである。⁽⁴⁾

このような目的をもって臨んだにもかかわらず、すでに述べたようなイギリスと自治領諸国との対立は会議に及んで激烈な論戦をまき起こしたのであって、「保守党の帝国主義者や保護主義者達が希望した友情の酒宴 (Dinner feast) とはならなかった」のであつた。⁽⁵⁾ がしかし、その激しい対立もイギリス帝国の関係をそこなうものではなかつた。すなわち、総会で採択された一般決議には「右協定に規定せらるる相互間の障壁の低減または撤去により、帝国内諸領間の貿易は促進されるであろうし、またその結果右諸領の国民の購買力を増加し、ひいては世界の貿易もまた刺激せられかつ増進せられるであろう。」⁽⁶⁾ とまさにポールドウインの述べた通りであつたが、各政府間の交渉によって行なわれた協定は前述の通りであつて、内容はむしろ貧しいものであつた。その大部分はポールドウインが期待し、そして一般決議に採り入れられた如きものではなく、「イギリス帝国内の関税を軽減することによってではなくて、外国諸国の関税を引上げることによってなしとげられたのであつた。」⁽⁷⁾

かくして、イギリスを含む帝国諸国の関税の一般水準が少なからず高くなつたことはもちろんである。すなわち、輸入関税法(一九三〇)以前には諸外国からの輸入品の八三

必が無税であつたにもかかわらず、その後は右の通りとなつたのであり、関税率も高められたことが知られるであらう。

すなわち、これは自治領諸国が既に高率関税を課している外国工業製品に対して一層高率の関税を課し、イギリスは従来無税で輸入していた外国産の食料・原料に対して新たに関税を設定したのである。これは決して帝国内自由貿易への道ではなく、イギリス帝国をヨリ高い排他的関税障壁で取り囲むことであつた。したがつて、帝国特惠制度の結果は、貿易量の増大ではなく、それまで外国と行なつていた貿易を帝国内地域に振り替へたにすぎないのであつた。⁽⁸⁾

註 (1) E. B. McGuire, *The British Tariff System* (1951) p. 257.

(2) Sidney Pollard, *op. cit.*, p. 196.

(3) *Ibid.*, pp. 196-7.

(4) H. V. Hodson, *Slump and Recovery 1929-1937: A survey of world economic affairs.* (1938) p. 165.

(5) Charles Loch Mowat, *Britain between the Wars 1918-1940* (1956). p. 417.

(6) 外務省調査部編『オタワ帝国經濟會議の考察』一四三ページ参照。

(7) A. J. Youngson, *The British Economy 1920-1957.* (1964) p. 88.

(8) Sidney Pollard, *op. cit.*, p. 197.

四 「オタワ協定」の影響

さて、「オタワ協定」によるイギリス帝国特惠関税制度は、それぞれの思惑をもつて参加したイギリス及び他の七カ国⁽¹⁾にどのような影響を与へたであらうか。

イギリス帝国特惠関税制度は一応順調な発足をとげたことは疑いのない事実である。しかし、それらがすべて

イギリス貿易に占める比率

	輸 入		輸 出	
	帝国内%	外国%	帝国内%	外国%
1929	25.7	70.6	39.6	55.5
1930	25.0	70.9	37.5	56.5
1931	24.5	71.3	35.9	56.3
1932	31.6	64.6	38.2	54.7
1933	34.3	63.1	39.2	55.6
1934	34.7	62.9	42.0	53.1
1935	35.1	62.4	43.3	52.0
1936	36.8	60.8	44.4	50.8
1937	37.3	60.6	44.2	51.7
1938	37.9	59.6	45.6	50.1

(アイルランドは除く)

Charles Lock Mowat, *op. cit.*, p. 437. (3)

「オタワ協定」の直接の影響であると考えられることはできない。なぜならば、次のような点を考慮に入れて判断しなければならぬからである。すなわち、まず第一に、世界の他の地域における為替相場が不安定であるのに比べて、一九三一年にイギリスが金本位制度を廃止して以来、帝国諸国を中心とするいわゆる「スターリング・グループ」内の比較的安定した為替相場場によって推進されていること。次には、海外投資が継続して行なわれていること。及び最後に、長期的な貿易拡大の趨勢とも一致していることなどである。

次の表は、イギリスの輸出入のうちで帝国及び外国が占める割合を示したものであるが、それから読みとることができるのは、「オタワ協定」の影響を受けて、一九三二年以後一九三八年にいたるまで外国との貿易の割合より帝国との貿易の割合がきわめて顕著な増加を示していることである。

しかしながら、イギリスと帝国諸国との貿易についてみると、イギリスから帝国内への輸出は一九三一年の三五・九%から一九三二年の三八・二%へと増加しているのに比べて、輸入は一九三一年の二四・五%から一九三二年の三一・六%へと増加しているのである。つまり、帝国内諸国からイギリスへの輸出の伸展がより大きいことを示しているのである。そして、そのうちでとくに食料品原料品のイギリスへの輸出が増大してきたのである。

このことは、イギリス帝国特惠関税制度が、イギリスよりも

むしろ帝國諸國に有利な条件を提供したといふことができるであろうし、また事実そのような結果となつたのである。

以上のようなイギリス帝国内での変化もさることながら、この帝國特惠関税制度の制定に伴なつて関税障壁が高められることによつて、諸外国からのイギリスへの輸入品に影響を与えた点も注目しなければならない。その中、ドイツの工業製品やデンマークやアルゼンチンの農業製品が最も顕著な被害を蒙つた品目であつた。

ところが一方、イギリス自身としては、「オタワ協定」で帝國諸國へ輸出する工業製品の量を増加するという協定はおろか、従来どおりの輸出量を維持するという確約もなされていなかったのである。したがつて、すでに述べたように、帝國諸國からの食料品・原料品を中心とする輸入超過を償なう手段として外国市場への輸出を重視せざるをえなくなり、その代償としてこれら外国にも何らかの利益を提供しなければならぬことは当然であつた。

このことはまた「イギリスが各自治領、とくにカナダ、インド、オーストラリアの工業化の進展に直面して、帝国内において完全な封鎖的自給經濟を達成できないというイギリス帝国内特惠制度それ自身のもつ矛盾を克服しようとする意図の現われでもあつた」⁽⁴⁾し、帝國特惠関税制度というような「一方的措置のみに依拠するときには徒らに他國の反感を刺激し関税戰爭を惹起するの危険」⁽⁵⁾のあることを悟つて、それを避けようとしたからでもあつた。

そこでイギリスは、オタワ會議以来のイギリス帝國重視の立場にありながらも、早くも翌一九三三年にはデンマーク、アルゼンチン、ノールウェイ、スエーデン、アイスランド及びフィンランドと、一九三四年にはソビエト、フランス、リトアニア、エストニア、ラトビア、オランダ及びドイツと、さらに一九三五年にはポーランド、ベルギーとの間に、それぞれ帝國特惠制度を留保した上で、最惠國條款を維持しつつ互惠通商協定を結ぶに至つたので

ある。

したがって、このような互恵通商協定によってイギリスは、バルチック諸国やアルゼンチンのようにイギリスが大きく輸入超過となっている国々に対して、石炭のようなイギリス国内生産物の輸出の増大を強力に主張することができたのである。このようにして、以前にみられたような多角的貿易からは明らかに後退を示す双務的貿易均衡関係への転換が行なわれたのであった。そして「自由主義化や拡大された世界貿易の手段として多角貿易に対する双務貿易の置き換えは正に疑うべき価値がある。そして、たしかにそれは与えられた国際貿易量から収益を差引いた結果である。一方において、これらの協定が相互特権に導き最恵国條款の効力によって第三国まで広げられる限りにおいてそれらは歓迎せらるべきなのである。」⁽⁶⁾

イギリスはこの問題については、帝国特惠制度をもって、当然最恵国條款の適用外であるとする立場をもって臨んでいたのであって、世界経済の観点からは好ましからざる問題を残していたといえるのである。しかしながら、現実には、それぞれのばあいに応じて帝国諸国との協定を無視して外国との貿易を行なわざるをえず特惠制の効果を減ずることもあったわけである。

このように、イギリスは国内産業のそれ以上の衰退を防止するためにも、引続きイギリス帝国内の諸国のみならず、一連の外国市場をも維持する必要に迫られていたのである。したがって、そのためには他の諸国による経済的ブロックの形成を阻止するのみならず、イギリス帝国をも外国から守るために英米通商協定 (Anglo-American Trade Agreement, 1938) を締結せざるをえなかつたのであつた。⁽⁷⁾したがって「此協定は理論上最恵国原則を遵守し、多少の関税引下げを行っている。これによって貿易制限増大の世界的傾向が逆転することはありえないが、英米両

国だけで世界貿易の三〇%（英国植民地及自治領も加えれば四〇%）を占めているという事実を考えれば、此条約の重大性が明瞭になる。本協定締結はまた英国經濟政策上相当顯著な事件である。……英米貿易協定はオタワ協定に始まる特惠ブロック政策の拡大であった⁽⁸⁾といわれるのである。

註(1) オタワでの「イギリス帝國經濟會議」に参加したのはすでに述べたように八カ国であったが、アイルランドのみがイギリスとの協定を「大部分政治的理由で」(ポラード)結ばなかったのである。「アイルランド自由国とは協定は行なわれなかった。したがって、そこで生産されている商品は一般関税の下での特惠からは除外されていた。しかし、以前の法規の下での特惠はそのままであった。」E. B. McGuire, *op. cit.*, p. 262.

(2) イギリスの投資(百万ポンド)

国内	一九二五〜九年	一九三二〜六年
海外	一六五	一二四
帝国	六七	二八
外国	四八	三
合計	二八〇	一五五

Sidney Pollard, *op. cit.*, p. 192.

(3) cf. H. V. Hodson, *op. cit.*, p. 297. なお Hodson は pp. 295—6. においてイギリスの貿易について同様の表を掲げているが、それはアイルランドを含んだものである。「オタワ協定」にはアイルランドが参加していないという理由から、同国を除外した数字を p. 297 で示している。その数字とこの表の数字とは一致しているのである。

W. Schlothe, *British Overseas Trade from 1700 to the 1930s* (1952), p. 163. に示された数字は帝国内のイギリス貿易の割合が約一%程度高し。

(4) 楊井克巳氏編『世界經濟論』三八三ページ。

(5) 外務省調査部編『英国最近の通商政策』七五ページ。

(9) G. P. Jones and A. G. pool, *A Hundred Years of Economic Development in Great Britain* (1940), p. 323.

「最近に至って再び最恵国約款が問題となつたのは、いわゆるブロック経済の發展と共に、再びかの協定関税が現実に行なわれることとなつたからである。例えばかの英帝国ブロック経済がブロックに附属する諸国民経済の間に特別の関税を協定したる場合には、他の諸外国はこの特別の協定関税に均霑し得るか否かが問題となる。この場合に他の諸外国がイギリス本国との間に最恵国約款を結び居り、かつブロック諸国がイギリス本国と同一国家なりと解釈し得るならば、諸外国はこのブロック特惠関税に均霑することができる。また是等がイギリス本国とは別個の国家なりとせば、諸外国はこれらの諸国と最恵国約款を結ぶことによつて、イギリス本国と同様の思恵に浴することが出来る筈である。かかる意味においてブロック経済の發展と共に、最恵国約款による均霑主義は、今後もなお興味ある問題を展開するであらう。」谷口吉彦氏著『國際經濟の理論と問題』(一九三三年)一五一—二二ページ。

(7) 英米通商協定は二カ年余の予備交渉と九カ月の会談の後に調印されたが、アメリカの強い要求を認めることオタワ協定を無視することになるので、本協定にはイギリスだけでなく、部分的には帝国諸国も参加しているのである。 E. B. McGuire, *op. cit.*, p. 295.

(8) E. H. カー「英國の對外政策」(兩洋事情研究会『会報』第七号)二六ページ。

五　　む　　す　　び

すでに述べたように、イギリス帝国内諸国が「オタワ協定」によつて経済的なつながりを従来よりも一層緊密にすることができたことは事実である。しかし、同時にまた食料・原料品の輸出については、帝国内諸国が依然としてイギリス以外の諸外国、とくに先進工業国の市場を重視しなければならず、その代償としてそれらの国々から工業製品を輸入しなければならない立場におかれていたこともまた事実である。

このことは、オタワ会議についてヴァルガが述べているように「会議はイギリス帝国の統一を強化することを期

するものであったが、これは広大なイギリス自治領のイギリスからの事実上の分離がすでにどの程度まで進んでいるかということに非常にはつきり示した」のであり、「あらゆる欺瞞的言明とは反対に、オタワ協定は、全帝国一貿易領域——これは本来保守的帝國主義者ロザミア及びビーヴァーブルック一党の綱領だったのだが——の方向に向って一歩も進めるものではない。いかにも自治領はイギリスに対してある種の工業生産物について特惠関税を認めてはいるが、関税は自治領の一層の工業化を保証するに足りるだけ高率のものである。自治領の輸入へのイギリス工業の相対的参加額は、オタワ會議の結果増加するだろうとしても、自治領へのイギリス工業商品の輸入の絶対額までが増加するという保証は全然ない」ということを意味するのであって、結果は前掲の貿易表の通りである。さらに、E・H・カーは「一九三二年のオタワ會議でイギリスと自治領は特惠関税及び輸入割当に関する多くの協定を締結したが、他の諸外国はこの協定の齎らす利益に均霑するところがなかった。これらの諸措置は恐らくイギリスの貿易が復活するための必要条件であった。しかし、イギリスが遅ればせながら、今やほとんど一般的となった経済的ナショナルリズムの政策を固執したことは、世界經濟が常態に復する上に新しい大きい障害となった」といっているのであって、同様の見解はC・R・フェイにもみられるのである。彼は「オタワは正しい方向にむけられた運動である。それは發展であつて反動ではない」と認めながら、次のように主張する。すなわち「過去におけるわがイギリス帝國の自由貿易政策のまさにそのゆえに、いまや世界の犠牲においてわれわれ自身を救うという危険があるし、また世界平和という至上の願望をもって、その平和を乱すかも知れない諸要因を世界經濟の中に注入しているのだ」と。

さて、以上の諸家の見解はいずれも、「オタワ協定」の中にとり入れられ集大成された関税制度そのものには反

対してはいないようである。しかし、それが帝国特惠関税制度となると種々の支障が生ずることを認めているのである。しかも、この帝国特惠関税制度は必ずしも成功であったとはいえないし、また、前節ですでに考察してきたように、帝国外諸国と互恵通商協定を締結することによって足らざるを補おうとしていたのであった。このようにして修正されながらも、帝国特惠関税制度は保持せられ戦後に至ったわけであるが、一九五二年ロンドンにおける「イギリス連邦首相会議」の際に発表されたコミュニケには、経済政策及びイギリス連邦特惠制度一般について次のように述べられている。

「会議において英連邦諸国は、相協力して大きな共同目的を達成する努力を行うことに意見の一致を見た。これは差別的の経済ブロックを作ろうとする意図ではない。むしろ、その目的は、自己を強化することによって、世界の経済一般に貢献しようとするところにある…(3)。

英帝国特惠制度について。会議は、現行の特惠関税制度の価値を認めることに一致した…(16)⁽⁴⁾」のであるが、創設当初からこの特惠制度は期待されたほどの効果もあげえなかったし、また、その後においてその効力が弱められたのであって、事実上ほとんど経済的な重要性を失なっているとみる人さえいる。

それにもかかわらず、イギリスのEEC加盟問題が生じた時、このイギリス連邦特惠関税制度が最も大きな障害の一つとして問題となったのである。すなわち、EECは対外共通関税を採用しているのでイギリスがEECに入るとすれば、イギリス連邦特惠関税制度を撤廃しなければならぬからである。

イギリスが、この制度の存続にこだわる理由は次の四点にあると考えられる。①この制度の下でカナダ、オーストラリアおよびニュージーランドのいわゆる白いイギリス連邦三国が、イギリスに対して無税かつ無制限な輸出を認

められている温帯食料品の占める割合がひょうに大きい点。②この制度がそこにあるということだけで外部からの競争を制限する可能性があるということ。しかし、こうした要因は時間の経過とともに消滅する性質のものである。③この制度があるといくつかの協議権が残るが、これに価値がある。④この制度はイギリス連邦商品を特別扱いする数少ない具体性をもったものの一つとして、いわば象徴的な性質をもつものである。したがってイギリス連邦という連合体を制度的に結合せしめる唯一のものであると考えられ、これがなくなることはイギリス連邦全体の⁽⁵⁾きずなを著しく弱めることになるという点である。

われわれは、以上においてイギリス連邦特惠関税制度の起源である「オタワ協定」を中心に考察してきた。その成立の当初においてさえも、そこには期待されたほど強い結びつきはみられなかったし、現在においては、なおさらそうであろう。すでに述べたように、イギリス連邦を結びつけている紐帯は、次の三つの面にあると考えてよいであろう。まず第一には、いうまでもなく、このイギリス連邦特惠関税制度であり、次にはイギリス連邦首相会議などを通じてのイギリス本国と構成国との関係であり、最後に「スターリング地域」というイギリス連邦以外の諸国をも含包した組織である。以上の三つの紐帯は、それぞれ毎回のイギリス連邦首相会議での模様及び現在叫ばれている「ポンド危機」などと考え合わせる時、その結びつきさえもますます弱まりつつあるとみられるのである。ここに「イギリス連邦の将来」という題目がジャーナリズムをにぎわす原因がひそんでいると考えられるのである。しかしながら、われわれは逆に現代の世界において、地球上のあらゆる地域にわたって存在する南（低開発国）と北（先進工業国）の国々が、ともかくも共存共栄しているこの連合体にはやはり充分注目する価値があると考えられるわけである。

- (1) ヴアルガ著、経済批判会訳『世界経済年報(一九〇〇—一九三二)九三—九四ページ。
- (2) E・H・カー著、衛藤藩吉・斉藤孝両氏訳『両大戦間における国際関係史』一五〇ページ。
- (3) C. R. Fay, *Imperial Economy and its Place in the Formation of Economic Doctrine 1600—1932*. (1934). pp. 141—2.
- (4) 国際決済銀行編、首藤清氏訳『スターリング地域』一一二ページ。
- (5) 川田侃氏著『世界経済入門』八〇—八一ページ及び、「英連邦の行方」(『世界経済』一九六一年八月号)二六—二七ページ参照。